

青森県報

号外第三号

令和八年
一月二十七日
(火曜日)

選挙管理委員会 目次

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（事務局）：二

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理人の選任：二

○衆議院比例代表選出議員選挙における審査分会長及び同職務代理人の選任：二

○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理人の選任：二

○衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政黨の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時：（同）…三

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時：（同）…三

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時：（同）…三

○衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時：（同）…三

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時：（同）…三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七号

令和八年一月二十六日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する

法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和八年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二〇、三八〇 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二二七、三七一 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

五、六七一 人

四、五五五 人

六、一一一 人

六、八四一 人

二五、六九二 人

一七、三三六 人

七五、六二五 人

四六、一〇五 人

六一、〇三二 人

八、七四六 人

一七、二三四 人

一六、四一〇 人

一〇、三六五 人

一八、七九三 人

八、三六五 人

一〇、七九一 人

青森県選挙管理委員会告示第八号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者

を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和八年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

選挙区		氏名	選挙長	選挙長職務代理人
第三区	第二区			
山本智	鶴岡真治	青森市		
南津軽郡大鰐町	小島貢	三戸郡三戸町	平尾悠樹	青森市
			藤田耕次	八戸市
	奈良道明			弘前市

青森県選挙管理委員会告示第九号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和八年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

選挙分会長	選挙分会長職務代理人
鶴岡真治	
鶴岡真治	

青森県選挙管理委員会告示第十号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は審査分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十五条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和八年一月二十七日

審査分会長		審査分会長職務代理人	
氏名	住所	氏名	住所
築田 真子	上北郡七戸町	小島 貢	三戸郡三戸町

青森県選挙管理委員会告示第十一号

青森県選挙管理委員会告示第十一号
政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のように定めたので告示する。

令和八年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

くじを行う場所

くじを行う日時

青森市長島一丁目一の一
青森県選挙管理委員会事務局令和八年一月二十七日
午後五時三十分

青森県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十九条第六項及び公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第百三十条第二号の規定により、令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報に掲載する順序を決めるくじを次のとおり行うので告示する。

令和八年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一の一 青森県選挙管理委員会事務局	令和八年一月二十七日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十九条第六項及び公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第百三十条第二号の規定により、令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報に掲載する順序を決めるくじを次のとおり行うので告示する。

令和八年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

くじを行う場所

くじを行う日時

選挙区名	場所	日時
第一区 青森市長島一丁目一の 青森県選挙管理委員室	青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治	午前十時 令和八年二月十日

令和八年一月二十七日

青森県選挙管理委員会告示第十五号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第一百三十四条の規定により告示する。

令和八年一月二十七日

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一の 青森県選挙管理委員会事務局	令和八年一月二十七日 午後七時

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百七十五条第三項の規定により、令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第一百三十四条の規定により告示する。

令和八年一月二十七日

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

令和八年一月二十七日

一場所 青森市長島一丁目一の 青森県選挙管理委員室	二日時 令和八年二月十日 午前九時三十分
---------------------------------	----------------------------

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

令和八年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

第三区	第二区	第一区
青森市長島一丁目一の 青森県選挙管理委員室	青森市長島一丁目一の 青森県選挙管理委員室	青森市長島一丁目一の 青森県選挙管理委員室
令和八年二月十日 午前十一時	令和八年二月十日 午前十一時	令和八年二月十日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第十八号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第百九十六条の規定により告示する。

令和八年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

第一区制限額 一三、九三四、六〇〇 円

第二区制限額 二四、六五七、〇〇〇 円

第三区制限額 一三、九九三、一〇〇 円

青森県選挙管理委員会告示第十九号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

令和八年一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

場所 青森県選挙管理委員会事務局
所在地 青森市長島一丁目一

ただし、令和八年一月二十七日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

第一区 場所 所 在 地
青森市長島一丁目一

二 日 時 令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長告示第一号

貢

一 場 所 青森市長島一丁目一

二 日 時 令和八年二月五日 午後五時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により

告示する。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長 鶴岡真治

一 場 所 青森市長島一丁目一の

二 日 時 令和八年二月五日 午後五時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二

第三区	第一区	選挙区名	場 所	所 在 地
第二区	青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一	青森市長島一丁目一	青森市長島一丁目一
弘前文化センター一階美術展示室	青森県選挙管理委員会事務局	青森市内丸一丁目一	青森市内丸一丁目一	弘前市大字下白銀町一九の四

告示する。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長

山 本

智

一 場 所 青森市長島一丁目一の一
青森県選挙管理委員会事務局

二 日 時 令和八年二月五日 午後五時二十分

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定める
くじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第
百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和八年一月二十七日

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 鶴 岡 真 治

一 場 所 青森市長島一丁目一の一
青森県選挙管理委員会事務局

二 日 時 令和八年二月五日 午後五時二十分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
森号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十七銭